

開催日：平成 16 年 3 月 8 日

会議名：平成 16 年（2004 年）第 286 回定例会（第 5 号 3 月 8 日）

一般質問

- 1 県内産業の国際化について
- 2 地域再生構想について
- 3 教育問題について
- 4 農業問題について
- 5 東予市河原津干拓地への刑務所誘致について

○（中畑保一議長）

○（明比昭治議員）（拍手）今議会も、私で質問者が 12 番目でございますが、お疲れのことと思いますけれども、よろしく願いをしたいと思います。

去る 1 月 19 日から 21 日の短い日程でしたが、知事並びに 17 名の議員、そして、市民団体の皆さんとともに、SARS や鳥インフルエンザなどで搭乗率が落ち込み、路線の継続が心配されるアジアナ航空の松山ーソウル路線の維持を願って、韓国へ訪問をさせていただきました。1988 年のソウルオリンピック以来の私にとっては 16 年ぶりの訪問でした。また、2 月 20 日から 23 日には、松山ー上海を結ぶ定期航空路線の開設が夏にも期待される中国へ、西条市の仲間とチャーター便で訪問をしてまいりました。いずれの路線も幸い知事のトップセールスの効も奏し、願いがかなう方向で進んでいることは、先日来の質問と答弁の中でも明らかであり、今後も、官民挙げての努力の必要性も改めて認識させられております。

今日、社会のボーダーレス、グローバル化の進む中、一方では、地域間競争の時代にあって、直接外国に結びつく路線の確保は重要であり、愛媛の諸外国へのアピールがあらゆる産業にも活力を生み出すものであり、人、物、情報が、直接往来できる手段となるでしょう。

韓国訪問では、いまだに南北が分断され、緊張が続く休戦ラインいわゆる 38 度線を視察いたしました。話には聞いておりましたが、朝鮮半島を南北に結び、さらには中国やロシアを通り、極めて近い将来にはヨーロッパまでつながる鉄道が建設中であるとともに、既に休戦ラインの中に都羅山駅が完成をしており、開通を待つばかりの状況にあるのは、ショックさえ覚えました。また、2008 年のオリンピックや 2010 年の万国博覧会に向けての上海での急激な大都市建設は目をみはるばかりでした。

先日、笹岡議員が県産木材を輸出の可能性についての質問をされましたが、私は、今回の日程の中で、森林組合の役員の皆さんとともに、建設ラッシュの続く中国で県産材が売れないものかとの期待を込めて上海の建材会社の社長とも面談をいたしました。価格の問題があるものの、ヒノキや杉が、住宅建材として使えると非常に関心を持っておられることがわかり、ビジネスチャンスがあるものと今後の展開に期待が持てました。

一日も早く諸国のわだかまりや対立を解消し、アジアの平和を実現し、お互いの協力により、中国も含め、日出るシルクロード・アジアの発展を願い、また祈るものです。大陸では、そのための戦略が着々と進められていることを今回実感いたしました。果たして我が国、我が愛媛は、どのような戦略でこの流れに沿う発展を目指して取り組んでいるのでしょうか。

この国際路線の確保を軸とした愛媛の戦略として、観光客の往来のみならず、経済活動で、既に国際ビジネスで接点のある企業を中心に、新たな交流や取引を愛媛の産業界とともに進めていく必要があると思います。リスクばかり気にせず、リスクを担保する気持ちで県内産業の国際化にどのように取り組むのかお伺いをいたします。

次に、地域再生構想についてお伺いいたします。

景気の低迷と国による三位一体の改革は、ますます地方自治体の財政状況を厳しくしております。

本県の来年度当初予算での三位一体の影響額は、地方交付税の減額など270億円ということですが、こうした厳しい現状に対し、国に税源移譲などを求めることも必要ですが、一方では、独自に合理化の手を休めず行い、スクラップ・アンド・ビルドの思い切った検討が必要です。

これまでも、県においては、行政改革への取り組みとして、行政システム改革大綱を策定するなど各種努力はいただいておりますが、一般的には、行政には、まだまだ規制によるむだが多過ぎます。それは縦割りの行政システムの弊害と言わざるを得ず、国においても地方においても思い切った規制緩和と構造改革が必要であります。

このような中、国では、権限移譲や各省庁の連携により、意欲ある地域が、自主的に地域独自の資源、強みを有効活用するなどして地域の再生に取り組むことを支援するために、地域再生本部を設置し、去る2月27日、自治体などから提案のあった673件の中から、関係省庁が対応可能と判断した141項目の支援措置をまとめた地域再生推進プログラムを決定、発表しました。その中には、廃校校舎等の転用推進や担当省庁ごとに異なる観光標識の統一などが掲げられており、自治体は、このプログラムで認められた項目の範囲内で地域再生計画を作成し、今年5月を目途に正式に認定を申請する運びであると伺っております。

本県においても、廃校校舎等の転用推進など4件を提案していると聞いておりますが、この地域再生は、国から地方へ、官から民への構造改革への流れの強化と地域みずからの知恵と工夫による地域経済の活性化や地域雇用の創造を実現するために非常に重要であると考えます。

そこで、お伺いいたします。

この地域再生構想に対し、本県は、今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

次に、教育問題について3点お伺いをいたします。

現在、少子化や過疎化の影響から、県有財産である施設の利用の減少など、時代の変遷とともに十分生かされていない財産や管理分野などの違いから、利用したくても使えないといった財産が多くあるのではないかと思います。

学校では、空き教室や、もはや廃校に至る状況が迫っておりますが、これらの活用

に積極的に取り組むべきです。もちろん教育施設としての活用もありますが、例えば、村おこしや福祉施設としての活用の方法もあるでしょう。これら多目的な活用とむだの見直しに、勇気を持って英知を絞って取り組み、遊休施設がありながらも、また、近くに新しい施設をつくるというむだは避けなければなりません。

先ほど地域再生構想の中でも申し上げた学校の空き教室や廃校の活用が、本県からの提案の一つであるとも聞いておりますが、第1点目として、これらの有効活用に関後どう取り組んでいくのかお伺いをいたします。

第2点目として、私の地元にあります東予青年の家の有効活用についてお伺いをいたします。

この東予青年の家は、豊かな自然に恵まれ、自然活動を通じた心身の育成を図ることを目的とした研修施設です。最近の利用状況は、夏場を除き余り芳しくない聞いております。恵まれた自然環境の中で、不登校などに悩む子供の心の教室や、今、経済不安や子育て不安などでうつ症状がふえていると言われ、引きこもりが憂慮される社会人の心の病の相談室としての活用なども考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。

東予青年の家のより有効な活用に関後どう取り組んでいくのかをお伺いをいたします。

第3点目として、県立高等学校における地域の教育力の活用についてお伺いをいたします。

昨年10月の中央教育審議会による当面の教育課程及び指導の充実・改善方策の答申では、子供たちには自然、社会、生活体験など、学びを支える体験や人や物とかわる力が不足しているため、未知のものに積極的かつ主体的に、興味・関心を抱かせ、好奇心を持たせることや社会の仕組みと個人のかかわりに関する理解を深めさせ、生き方・あり方を考えさせることが重要であると報告しております。

確かに最近の高校生を見てみますと、物質的な豊かさや生活の便利さの中で、自然や社会と直接的に触れ合ったり、周りの人たちとの心を開き通わせる交流が不足しており、自己中心的なところがあるなど、自立して社会生活を送っていくために必要な生きる力が低下しているのではないかと心配するのであります。また、フリーターが増大し、就職しても俗に七五三と言われるように、中卒では7割、高卒では5割、大卒では3割が、就職後3年以内に離職する状況にもあり、職業観教育を重視した対策が必要であります。

私は、生徒の生きる力をはぐくむためには、幅広い経験やすぐれた知識、技能等を持つ学校外の人材を積極的に活用することが極めて有効であると考えます。そのことは、生徒の目を社会に向けさせ、社会人として必要な心構えや職業観、勤労観を身につけさせるばかりでなく、教育環境に新たな血を注ぐことにより、新鮮に、生徒の学習意欲を守り立て、学力や個性を伸ばすなど、中途退学や不登校対策にもつながると思うのであります。

例えば、私の地元である西条市には、西条まつりのだんじりづくり一筋に打ち込んでいる職人さんがおりますけれども、このような方を学校に招き、だんじりづくりにかける意気込みや苦勞について語っていただいたり、体験活動を指導していただいた

りすれば、生徒たちは、そのことから一つの仕事に打ち込むことのすばらしさや心構えを学ぶとともに、たくみの技、地域の文化、県産材を生かした伝統産業の育成にもつながり、ふるさとと職業を愛する心をはぐくむこともできるのではないかと考えます。

そこで、お伺いいたします。

本県県立高等学校では、社会人活用推進事業を実施されておりますが、その成果と今後の社会人活用の方針はどうか。特別活動や授業でも、もっと生かされる道があるのではないかと思うのですが、お答えを願いたいのであります。

次に、農業問題について2点お伺いいたします。

第1点目として、農業の担い手対策についてお伺いいたします。

本県の農業を取り巻く情勢は、脆弱な経営基盤の上に、農業従事者の減少や耕作放棄地の増大などのほか、WTO交渉等による外圧や行財政改革も加わり、厳しくなる一方となっております。

このような中、国は、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、施策の抜本的な改革を検討しており、食料産業の持続的な発展のため、品目横断的な政策への転換、担い手・農地制度の改革、農業環境・資源の保全対策の確立を3本柱として、認定農業者や農業法人など、意欲と能力あるプロの農業経営への施策を集中化、重点化しながら農業構造の改善を加速することとしています。

これまで農業労働力の中心を担ってきた昭和1けた世代が、今年には70歳を超え、幾ら農業が生涯現役と言われても、リタイアする時期を迎えており、5年先、10年先の農業・農村を考えると、このままでよいのかと憂うものであります。

私の地元西条市では、昨年、10戸の農家が協力して農事組合法人を立ち上げ、高齢者や兼業農家などから30ha以上の農作業を受け入れているグループも生まれております。先般、地域活性化対策特別委員会の視察で拝見したのですが、重信町ではだか麦や雑穀を取り入れた50haを超える大規模経営を行っている元気な法人もあります。

変革期にこそ新しい形をつくるチャンスがあります。このような厳しいときにこそ、農業を経営としてとらえ、経営改善を図っていけるプロの農業者の育成が急務だと考える次第であります。あわせて、農業用水の確保、ミカン園の共同防除、農道の補修等、個々の農家では賄い切れない作業が山ほどあるなど、意欲ある担い手を核に、地域と協調しながら農業を守り発展させていく地域の共同社会に支えられる仕組みが重要であると考えるのであります。

そこで、お伺いいたします。

県では、地域農業の振興を図るため、意欲ある農業の担い手をどのように育成していくのかお伺いをいたします。

第2点目に、農業振興地域の整備に関する法律いわゆる農振法における農業振興地域整備計画についてお伺いをいたします。

農振法における農業振興地域整備計画では、その中で農用地利用計画を定めることとし、この計画で農用地区域として設定された農地は、いわゆる青地と呼ばれ、農地転用が原則として禁止されており、将来にわたる農業用地としての利用が確保される

わけであります。新たな米政策改革が来年度からスタートし、生産調整制度がさま変わりする方向にある中で、今後は、売れる米づくりのための優良農地の確保がより必要となってくると思われるのであります。しかしながら、各市町村のこの計画の実態を見てみますと、既存集落の中に青地が虫食い状態に点在したり、片や集団的な農地にもかかわらず農用区域でないところも見受けられるなど、計画の理想と実態が乖離しており、農地を良好な状態で確保しつつ均衡ある県土の発展を実現するには、いささか不安を禁じえないのであります。

農振法では、おおむね5年ごとに市町村においてこの整備計画を見直し、青地の指定もその都度適正に行われることとされておりますが、県下市町村の中には、必ずしも計画的な農地の確保が図られていないと思われるところも散見されるのであります。

一方、人口の集中化や交通網の急速な整備などにより、土地利用の実態がさま変わりし、今後は都市的な利用を図るべきだと思われる地域も見受けられますが、こうした地域においても、農用区域が指定されているところがあり、容易に開発できない面があるのも事実であります。

そこで、**優良農地の確保とともに、農村地域の振興の面からも、農地の都市的利用によって農村の活性化を図り、もって県土の均衡ある発展を実現するため、東予では、都市計画区域マスタープランにおけるいわゆる線引きが廃止予定であることや、また、合併による新都市計画が立案される中で、見直しのための複数の必要条件が重なる今、市町村の農業振興地域整備計画の適正な見直しが必要と考えられ、適切な指導が期待されますが、県においては、どのような方針で臨まれているのか**お伺いをいたします。

次に、東予市の刑務所誘致について2点お伺いいたします。

東予市では、市北部にあります国営の河原津干拓地に今回の刑務所誘致を考えておりますが、この干拓地は昭和43年に完成し、大半が農地ではありますが、塩害などで農業に向かないため、かねてから宅地化や企業誘致を摸索しておりました。約1年前、地域住民から刑務所誘致の要望が出たことを受け、市は検討を開始し住民説明会を開催するなど、誘致に向けて取り組み、先般、県に対しての要望がなされたと聞いております。

この刑務所誘致については、全国でも50以上の自治体が手を挙げており、東予市は、この誘致で土地の有効活用や雇用創出、税収増が見込まれるとしておりますが、一方、治安の悪化を心配する声など、賛否両論あると聞いております。

そこで、お伺いいたします。

この東予市の要望に対する県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、**河原津干拓地の活用や用途の規制緩和につきましては、東予市や土地所有者にも積年の課題となっております、東予市議会でも論議をされております。せっかく造成された土地が何10年も生かされず、抜き差しならない状態に対し、何とかしてほしいと祈る思いの課題のよう**であります。

この干拓地42.3haのうちには、**有限会社河原津農園の土地25.4ha**や**県の水産試験場1ha**のほかに、平成15年3月に愛媛花園から国が買い戻した**13.6ha**があり、これにつきましては、**現在、県が管理をされておりますが、この国有地の今**

後の活用についてどう考えているのかをお伺いしたいのであります。

最後に、現在、東予港の港湾計画の見直しに向けて鋭意努力をいただいておりますが、県内工業出荷額を大きく支える工業地帯となった西条地区のうち工業用地の立地企業や産業をより発展させるとともに、今後とも、港を生かした産業を創出し、さらなる県内経済の一層の活性化につながる港の整備は重要であります。

昨年夏の台風時に、越波により被害を受けましたが、この苦い体験を今回の計画では生かして、いまだに整備されていない前面の防波堤の築造と安全な航路の確保の実現に向けて、国に働きかけていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○(加戸守行知事) 明比議員の質問に答弁させていただきます。

まず、県内産業の国際化にどのように取り組むのかとお尋ねでございました。

本県の産業にとりまして、世界の工場と言われ経済成長の著しい中国やIT関連分野などで高い技術力を有する韓国は、工場の立地先としてだけではなく、資材の調達や技術提携、さらには、市場としても大きな魅力を有する国々でございます。

愛媛県では、これまで、愛媛FAZ構想のもとアイテムえひめやアイロット等の拠点施設の整備に加えまして、国際見本市や経済交流ミッションにあわせての商談会の開催、貿易実務に通じた人材の育成、さらには、上海、香港、韓国、台湾との定期貨物航路やソウル線の開設等により、県内企業の国際ビジネスの支援に努めてきたところでございます。

このようなこともございまして、本県から中国や韓国に進出している企業は80社近くに上っておりまして、両国との貿易額も年々増加しておりますほか、今後、新たに進出や貿易取引を開始したいとする企業も存在するなど、観光面のみならず企業を中心とした経済交流のさらなる拡大が期待されているところでございます。

このため、県では、これら関連企業等の協力や参加を得ながら、**国際商取引の拡大を図りますとともに、海外の見本市への出展や市場調査に対する支援、航路サービスの向上、路線開設が期待される上海市との交流方策の検討などに取り組みます**一方、海外からの企業誘致や本県企業との技術提携にも努めることといたしております。今後とも、ジェットロ愛媛などの関係機関との連携を強化し、双方向の経済交流を通じ、本県産業の国際化を一層促進してまいりたいと考えております。

次に、農業問題につきまして、地域農業の振興を図るため、意欲ある農業の担い手をどのように育成していくのかとお尋ねでございました。

県では、これからの地域農業の担い手として、意欲的な農業者が中心となって集落営農組織や農業生産法人を形成し、元気に活躍できる仕組みづくりが重要と考えておりまして、昨年9月現在で、中国四国地域9県の中で最も多い3,726名の認定農業者を市町村等と協力して育成し、農業生産の組織化、活性化に努めているところでございます。

これらの農家の支援策としては、21世紀型農業産地育成事業や農地保有合理化促進事業など施策の優先的な採択に加え、認定農業者組織の活動助成、普及センターに

よる経営改善指導、集落の話し合い活動による営農組織の育成などなどに努めてきたところでございます。今回、**集落農業ビジョンをベースとしまして、意欲のあるプロの農家を対象に農地と機械の整備を一体的に進めるえひめ認定農業者総合支援事業を新たに創設し、農地の集積や耕作放棄地の解消などに努めながら農業経営の基盤強化を推進すること**といたしました。

今後とも、地域農業の振興を図りますため、市町村や農業団体等と一層連携し、これらの施策に積極的に取り組みながら、経営感覚にすぐれ、地域で生き生きと活躍できる中核的な担い手の育成に努めてまいりたいと考えております。

その他の問題につきましては、関係理事者の方から答弁させることといたします。

○（吉野内直光副知事） 明比議員にお答えします。

私の方からは、地域再生構想に対し、今後どのように取り組んでいくのかとの点につきましてお答えをいたします。

お話のございました**地域再生構想**でございますが、これは地域の特性を生かしたビジョンやアイデアに対し、国が権限移譲や補助金見直しなどの制度改正を通じまして支援を行うものでございます。愛媛資源の活用や、あるいは愛媛制度の見直しによりまして元気創造を目指す本県にとりまして、非常に有効な制度であると同時に、国の硬直化した既存制度を地方の声によって大きく改変させる絶好の機会であると考えております。

このため、県では、先般の国からの提案募集に対しまして4つの構想を提案いたしました。**1つは、公共施設の木造化に関する規制緩和等を求める公共施設木材利用推進構想、2つ目が、F A Z関係施設の有効活用等を求める松山西部臨海地域における新都市拠点形成構想、そして3つ目が、しまなみ海道沿線地域における旅行業の自由化等を求めるしまなみ海道住民総参加の手づくり観光振興構想、そして4つ目が、廃校となった学校施設の民間転用等の規制緩和を求める遊休学校関連施設の活用による地域定住・活性化構想、この4つを提案した**ところでございます。また、松山市からも「坂の上の雲」フィールドミュージアム構想を提案いたしました。

こうした地域からの提案を踏まえまして、国におきましては、去る2月27日、国が対応可能とする141項目の支援措置内容、これを取りまとめたところでございます。地域再生推進プログラムとして決定をいたしました。これによりますと、使われなくなった校舎の転用の弾力化などが認められる一方で、公共施設の木造化など、認められなかった支援措置も多く、本県の提案趣旨は必ずしも反映されない結果となっております。まことに国のハードルは非常に高いということでございます。

このため、今後は、提案した各構想につきまして、国のプログラムの内容を精査するとともに、市町村など提案に関係する機関の意向を十分に把握し、可能なものについては、地域再生計画の認定申請に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、地域再生構想でございますが、これは今後も引き続き提案募集や認定が行われることになっておりますために、地域再生の基礎的な取り組み主体であります県内市町村に対しましても、現在、積極的に対応するよう強く働きかけているところでありまして、今後とも、市町村と協働しまして新たな構想の具体化や提案を検討してま

いりたい、かように考えております。

以上でございます。

○（金谷裕弘総務部長） 明比議員にお答えいたします。

東予市の河原津干拓地への刑務所誘致について、今回の要望に対する県の考え方についてのお尋ねでございます。

お話ございましたとおり、去る2月17日に東予市長から知事に対しまして、河原津干拓地への行刑施設誘致につきまして、法務省に要望することとなったので県も協力をお願いしたいという旨の御要望がございました。

県といたしましては、長年の懸案でございます河原津干拓地の活用方策の一つの方法として、雇用の拡大、税収の増加等地域振興の面から地元にもメリットも期待できるのではないかと考えておりますが、しかしながら一方で、刑務所という施設の持ちまですイメージから反対意見も出ておるところでもございまして、そうした面から、正確な情報、データをきちんと住民の方々にお示しいただきまして、賛成派、反対派双方にメリット、デメリットを率直に御説明いただきまして、まずは住民の御理解をいただくことが大切であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

法務省におきましては、今後の新設計画はまだ未定であるというふうに聞いておりまして、市がリーダーシップをおとりいただきまして、地域住民の皆様と話し合った上で結論を出されることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○（喜安晃農林水産部長） 明比議員にお答えをいたします。

農業問題について、市町村の農業振興地域整備計画に対し、どのような方針で臨んでいるのかのお尋ねでございました。

農業振興地域整備計画におきましては、集団的に存在する農地や土地改良事業を実施した農地等の優良な農地を農用地域いわゆる青地として、原則転用を禁止いたしまして、各種農業施策を重点的に実施し、将来にわたる農業生産の基盤となる農地の確保に努めているところでございます。

しかしながら、地域によりましては、道路網の整備などにより、宅地化の進展などによって土地利用の形態が大きく変化している状況も見受けられているところでございます。

お話の東予地区におきましても、市町村合併後は、農振計画を見直す必要があると認識してございますが、見直しに当たりましては、土地利用形態の変化や合併後の市における土地利用基本構想、都市計画等との整合性を見ながら、優良農地として保全すべき区域と都市的利用を図る区域が地域の実態に即して区分され、適正な土地利用計画となることが望ましく、そのような視点から適切に指導してまいりたいと考えております。

次に、東予市河原津干拓地への刑務所誘致について、現在、県が管理している国有地の今後の活用についてどう考えているのかのお尋ねでございました。

河原津干拓地は、農振法に基づく農用地域内の集団的に存在する農地であり、国

有農地として管理しておりますことから、農家適格のある営農希望者に農地として売り渡すことが原則でございます。

しかしながら、この干拓地は、燧灘からの風波による塩害や塩分の遡上などにより耕作条件が厳しい状況にありますことから、農地以外の利用につきましても、県としては、地元東予市から実現可能性の高い土地利用計画が示されれば、土地所有者である国とも協議しながら、干拓地の有効活用に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○（野本俊二教育長） 明比議員にお答えをさせていただきます。

教育問題につきまして、まず、学校の空き教室や廃校の有効活用に今後どのように取り組んでいくのかというお尋ねでございました。

これまで、空き教室は、学童保育これが一番多いんですけれども、学童保育などの福祉施設へ転用、そして、廃校につきましては、公民館や宿泊施設など社会教育施設に転用するなど、学校教育以外の施設への転用を進めてきたところでございます。

ただ問題は、国の補助により建設された校舎などを学校施設外へ転用する場合には、財産処分の手続きが必要になるわけでございますけれども、現在の補助制度では、補助金の返還を伴わない財産処分の要件といたしましては、建築後10年を超えていることや用途が公共目的としての転用に限定をされているところでございます。

そして、この要件が遊休施設の活用の阻害要因になっている事例も見られますことから、先ほど副知事から答弁がありましたように、県教育委員会といたしましては、地域再生推進プログラムの中に、処分年限の短縮、公共以外の利用目的や民間への貸与なども可能となるよう規制緩和を提案したところでございます。

先般、国も、この校舎などの転用問題を地域再生推進策として実施する方針を決定いたしましたので、今後、希望、要望がございまして、地域再生計画を策定いたしまして、まちづくりなど幅広く住民のニーズに合った転用が実現するように支援、指導してまいりたいと思っております。

続きまして、東予青年の家の有効活用に今後どう取り組んでいくのかというお尋ねでございました。

東予青年の家につきましては、開館後35年を経過いたしまして建物などが古くなってきていることや、また、周辺地域にホテルや石鎚ふれあいの里などの同様の公共施設整備が進みましたことなどから、近年利用者は減少傾向にございまして、ここ数年は、大体年間4,000人から6,000人程度で推移をしているところでございます。

このため、青年の家におきましては、従来からの学校、スポーツ団体、企業などの宿泊研修に加えまして、昨年12月からは、竹炭を利用した体験活動をメニューに加えるなど職員が工夫に努めておりまして、豊かな自然環境を利用して、子供の自然体験活動の場として利用促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、お話のございました心の教室などとしての活用につきましては、その性格や人員などから、青年の家が直接事業を行うことは困難でございますけれども、そのよ

うな目的での施設利用は大いに結構でございますので、一つの利用方法としてPRに努めてまいりたいと思っております。

また、利用状況などを踏まえました県立青年の家全体の将来のあり方につきましては、その必要性も含め、社会教育委員会議などの意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。

3番目が、県立高校における社会人活用推進事業の成果と今後の方針はどうかというお尋ねでございました。

現在、県立高校におきましては、専門教科の授業におきましては、各種技術者や地場産業の関係者、それから、ホームルーム活動や学校行事におきましては、医師や企業の人事担当者、経営者など、年間延べ550人の社会人をお願いをいたしまして、学習指導の充実を図っているところでございます。

生徒は、学習内容への理解が深まり意欲がわいてきたとか、将来の進路実現に向けて気持ちを新たにしたりとか、あるいは文化や歴史や偉人の話を聞き、郷土を大切にすする心が深まったなどの感想を述べるなど、生徒の学習意欲を高める上で刺激になり、さらには、社会性、勤労観、職業観などを育成する上で大いに成果を上げているというふうに評価をいたしております。

今後とも、各学校の判断によりまして、お話のございましたような伝統的な技能を有する人なども含めまして、幅広く地域のすぐれた社会人に協力してもらいまして、時代や社会の変化に適應できる生きる力を育てるために、この事業を積極的に推進してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。